

## 平成28年第7回栗原市教育委員会定例会会議録

1. 招集日時 平成28年7月20日(水) 午後2時00分

2. 招集場所 栗原市金成庁舎2階 201会議室

3. 出席委員

|    |        |    |    |        |    |
|----|--------|----|----|--------|----|
| 1番 | 笠間 八十公 | 委員 | 2番 | 佐々木 一彦 | 委員 |
| 3番 | 亀井 芳光  | 委員 | 4番 | 白鳥 正文  | 委員 |
| 5番 | 千葉 みどり | 委員 |    |        |    |

4. 説明のため出席した者

|          |        |
|----------|--------|
| 部長       | 佐藤 義郎  |
| 次長       | 鹿野 有三  |
| 次長       | 小野寺 一浩 |
| 教育総務課長   | 白鳥 嘉浩  |
| 学校教育課長   | 加藤 栄悦  |
| 学校教育課副参事 | 高橋 伸   |
| 学校教育課副参事 | 菅原 信行  |
| 社会教育課長   | 菅原 良昭  |
| 文化財保護課長  | 高橋 久悦  |

5. 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 白鳥 明美

6. 開 会

午後2時00分

教育総務課長 ただいまから平成28年第7回栗原市教育委員会定例会を開会いたします。  
一同礼。 御着席願います。

今日は、委員5名の出席でございます。それでは開会の挨拶を教育委員長よりいただき、その後、教育委員長の進行のもとに進めていただきますので、よろしく願います。

7. あいさつ

佐々木委員長 今日気温が上がってきていますが、今朝のNHK気象予報士の話では、明日は気温が下がり、梅雨明けはまだ先、平年の25日より後になるだろうということです。湿気のない、からっとした天気が待たれるこの頃です。

幼稚園、小中学校は、明日から夏休みとなります。子どもたちには、事故のない安全な生活、自分の命をしっかりと守り、また、普段はできない体験を多く重ねて、心と体を鍛え、充実した1ヶ月余りを過ごしてほしいと願っています。

教育部の皆さんには、4月以降、本市の教育諸課題に正対し、時間を超越して職務に精励されてきました。本年度の3分の1の区切りを終了できますこと、その献身的な取り組みに敬意を表します。この後も、多彩な主管事業等が目白押しではありますが、健康管理に留意され、所期の目的を達成されますように祈念いたします。

さて、先週、松島町に於いて、東北六州市町村教育委員会連合会教育委員・教育長研修会が開催されました。その中で、文部科学省職員による学校図書館等に関わる講話がありました。文科省に講演を依頼した主眼は、教育の情報化に伴う図書館や情報通信機器等の財源面を含めた環境整備についてでしたが、講師が教育指導担当の方で、学習指導におけるICTの活用の意義や大切さなどが話の中心でした。

昭和29年4月に学校図書館法が施行され、学校図書館が、学校教育に必要な資料を収集、整理して教育課程の展開に資することや児童生徒の健全な教養を育成することを目的として設置されました。そして、それ以降、今日まで、学校図書館は、読書好きの子どもを増やしたり、授業に有意な蔵書を提供したりして、子どもたちの思考力や判断力、表現力の育成や人間性の涵養等の拠点としての役割を果たしてきました。また、この間、時代の変化に応じて、情報処理能力や活用能力を育てることが強く求められたり、一方では、子どもたちの読書離れの課題が指摘されたりして、学校図書館の果たす役割が一層大きなものとなりました。

国の施策としては、蔵書の充実のために、「学校図書館図書標準」が平成5年に設定され、同時に、学校図書館図書整備5か年計画が開始されました。平成24年度からの第4次5か年計画では、約1000億円の地方財政措置が講じられました。

また、専門的に学校図書館の職務に従事する学校司書を置く努力義務が示され、配置に係る経費も同様に措置が講じられています。しかし、これらは、多くの項目を一括した一般財源としての交付であり、総枠内の優先順位は地方自治体に任せられています。どこも限られた財源で多くの課題に対応している現状の中で、学校司書の配置や希望する図書の増加に必ずしも結実しないことが少なくありません。

人的配置としては、もう一つあります。12学級以上の学校に学校図書館の管理や読書指導を行う司書教諭の配置が、平成15年4月から必須となりました。当時は、国語担当教諭等が、講習を受ける等資格取得に努力しました。学校に配置される教員定数と別枠での司書教諭の配置が期待されましたが、定数内ということでした。司書教諭は、それまでの一杯一杯の業務に新たに加わった図書館運営管理や蔵書整理、図書館教育の推進等の役割を果たし、成果を上げようと頑張っています。

本市では、学校司書は、配置されていませんが、蔵書数については、学校再編時の増加配分等もあり、学校図書館図書標準をほぼ満たしていると認識しています。

先日、特別支援教育の教科用図書の検討の際に、宮城県内で使用されている対象図書で、発行年が古いものが思ったより多く、驚かされたことがありました。無理は言えませんが、内容が現代化に関わるものなどについては、学習活動に適合し、意欲的な学習を支援できる新しいものでありたいと思います。

学校図書館が果たす役割の大きさを思う時に、読書による豊かな人間性や探求的な学習による情報能力の育成を保障できる環境の確立と、ICTが進む社会への対応力を育成できる教育環境の構築に、国や県の一步踏み込んだ施策を期待します。同時に、本市独自の視点からこれらの課題に怠りなく取り組みたいと感じた講演でした。

明後日から本市で行われる4競技を始め県内各地で開催される宮城県中学校総合体育大会や来月の全国中学校総合体育大会等各種の大会における栗原市の子どもたちの活躍、健闘を祈念いたします。

本日のご審議、よろしく願います。

## 8. 前回教育委員会会議録の承認

佐々木委員長 それでは、日程1、前回教育委員会会議録の承認について、お諮りします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 平成28年6月29日、本会場において開催されました平成28年第6回栗原市教育委員会定例会でございますが、ご審議いただいた議案は「議案第42号 栗原市就学指導委員会委員の人事について」を含む4議案でございますが、全て承認可決されました。

以上でございます。

佐々木委員長 説明が終わりました。この内容について、ご質問等はございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 ご異議なしと認め、前回教育委員会会議録は説明のとおり承認することとします。

## 9. 教育委員会会議録署名委員の指名

佐々木委員長 日程2、教育委員会会議録署名委員の指名を行います。

例により議長から指名します。

3番の亀井委員と4番の白鳥委員をお願いいたします。

## 10. 教育長報告

佐々木委員長 日程3、教育長報告を行います。

教育長から報告をお願いします。

亀井教育長 私のほうから一般事務報告をさせていただきます。6月定例会以降の、私に対応した行事は別紙資料がございますのでご覧いただきたいと思います。その中で、いくつかのことを列記させていただきました。

まず、6月30日に岩ヶ崎高等学校同窓会常任幹事会にお招きをいただきまして、栗原市の学校再編の状況、高校進学状況、それから、今後の市内高校のあり方について教育委員会としてどのような考えを持っているのかというような情報交換をしたいということで、行ってまいりました。その中で、学校再編につきましては、これまで計画してきたこと、それから実現してきたこととお話しすると共に、今現在、計画の中に載っております岩ヶ崎高等学校と栗駒中学校の連携型の中高一貫教育については、見直しを図っていかねばならないと考えているという話をいたしました。なぜ、岩高が私を呼んだかということ、今後の児童数をみると、岩高の存続そのものを同窓会が危惧しているようであります。そういうところでの話し合いでありました。それから、高校の進学状況としては、約600人の子どもたちが卒業し、その中の約200人が外に出る、入ってくるのが150人位いるんですが、結果として定員に満たない、定員と卒業生が大体同じくらいの人数です。そういうことから、今後、高校の再編は避けられないという予想を持っています。その中で、私共としては出来るだけ多くの学校を残したいという思いを持っていますが、現在県教委では高校の将来構想についての後期の計画を立てて話し合いを持っているところでありますので、その中でまた具体的な話が出てくるだろうと思います。平成31年度あたりまでは動かないだろうという予想ではありますが、そういう状況であります。これは岩高だけの問題でなくて、市内、中学校、高校、全てに関わる問題なので、市長部局と共通理解を図りながら対応していかねばならないと話してきたところです。

次に、委員長さんの話にもありましたが、学校図書館の充実、ICT、NIE教育のためには、司書教諭の配置が有効で、12学級以上の学校には全て司書教諭を配置しておりますが、

12学級未満の学校にはまだ入っていない状況です。入っている学校も定数内でありますので、自分の担任をしながらなので、なかなか手が回らないという状況です。そういうことを踏まえながら、今後どこかモデル的な学校、専門の司書などを配置出来ないか、全ての学校で出来なくても徐々にやっていく必要があるのかなと思っていますところであります。

次に、いじめ防止対策調査委員会です。これについては前にもお話ししましたが、委員6人で、重大事態発生時における緊急対応マニュアルの検討を行いました。若干名称も変わって、マニュアルでなくて「手引き」とする、そういうご指導も受けて、一部修正しました。8月29日に、それに基づいて、PTAの役員の方々をほたるホールに集めまして、仙台の弁護士の石井先生の講演を聴くことによって、さらに修正を加えながら、現場にとって、或いは保護者にとっても、連携が図れる、より良い手引書を作成していきたいと思っております。

次に、三橋亜記選手が出るオリンピックホッケーですが、既に広報等で承知している方もいると思いますが、8月7日、夜の11時からNHKで実況生放送します。市では、栗原文化会館に大型ビジョンを設けまして放映しますが、家でも観れますので、是非、観て応援していただければと思います。秋山選手のほうは実況がありませんので、多分ビデオになるかと思いません。

次に、現在市政懇談会が行われておりまして、一迫、花山、鶯沢、栗駒、瀬峰地区で既に終了しておりますが、教科書の採択の話、学校における公衆電話の設置、花山では小規模特認校、その辺の話題が出ました。

次に、市の文化財保護審議会が昨日行われました。伊治城整備基本計画、民俗資料館整備基本計画の概要の話、市指定有形文化財の旧くりはら田園鉄道車庫等の視察等行いました。花山千年くろべの保護というのは、天然記念物に指定してくれないかという話が文化財保護審議会からも出ていまして、東北森林管理局と調整を図ってきたところであります。そこは群落保護林という指定がかかっているんですが、最初は二重指定は出来ないんじゃないかという回答でしたが、最近になりまして、それがかかっている、天然記念物に指定できるよだという回答をいただきましたので、今後、天然記念物指定等について検討していきたいと思っております。ただ、林道の管理について市長部局と協議しなければならない部分がありますので、その辺含めながら前向きに検討していきたいと思っております。

次に、8月2日に、圏域別教育懇話会があり、委員長さんと私が出席いたします。県内の教育課題等についていろいろな話が出るのかなと思っております。

次に、夏休み間近で、今日が夏休み前の最後の授業日でありました。7月1日現在における不登校及びいじめ事案の状況ですが、資料については1ヶ月遅れ、5月末現在のものですが、これと概ね変わっておりません。そういう状況で、小学校は不登校傾向児童が5名、中学校が30名、というような状況であります。あとは、保健室登校やけやき教室通級、欠席30日以上は、ご覧のような状態であります。いじめについては、報告があった件は鋭意学校と連携しながら、解決に向けて努力しているところでございます。その他の事故といたしましては、車との接触事故がありました。それから、野外活動における怪我というのもありましたので、気を付けなければなりません。教職員につきましては、高速道でのスピード違反、安全確認不注意による接触事故がありました。これらにつきましては、教育委員会といたしまして、先日、口頭注意を行ったところであります。今後、事故が起きないように、夏休み中の事故の皆無を期していきたいと思っております。それから、勤務であります。日直を置かないことができる日がありまして、8月11日から16日までといたしました。実質的には、12日、15日、

16日の3日となりますが、その間、管理職等が学校管理にあたることになり、一般の先生は休みという形になると思いますので、よろしく願いいたします。なお、教職員組合のほうからは、10日から16日までの要望でしたが、昨年「山の日」が出来たらその日からということにしてみましたので、今年度は11日から16日までとさせていただきます。なお、部活動につきましては10日から16日まで休むようにというお願いをしております。

それから、県中学校総合体育大会は、7月22日から25日までの予定で、卓球、野球、相撲、ホッケーが栗原会場で実施されます。このうち野球は22日に行われます。9時から栗駒球場で、金成中学校対名取中学校、同日の午後1時から築館球場におきまして栗原西中学校対桃生中学校の試合が予定されております。もし行ける場合は応援に行っていただけだと思います。全国大会出場の選手の壮行会については、現時点では8月12日を予定しているところでもあります。

それから、夏休み中の主な事業といたしましては、記載のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思います。この中の、2016山崎武司杯東海・東北中学校野球交流大会であります。東海の選抜チームが来る予定でしたが、急きよ来れなくなり、盛岡選抜に変えたということでもありますので、ご了解をいただきたいと思います。

その他といたしまして、ご存知かと思いますが、県循環器・呼吸器病センター（瀬峰病院）が、栗原中央病院への移管が計画されているようでございます。まだ決定ではなく、最終的には県議会の承認等必要になってくるかと思いますが、そういう方向であります。

それから、栗駒幼保一体施設、志波姫幼保一体施設の一般市民内覧会が7月3日に行われ、多くの方に参加していただきました。

私からは以上でございます。

佐々木委員長

只今の一般事務報告についてのご質問はございませんか。

白鳥委員

学校司書の件ですが、12学級以上の学校に置いているということですが、専門の司書ではなくて、先生が兼務しているのですか。

学校教育課長

司書教諭ということで、先ほど委員長さんのあいさつにもありましたが、通常の教員が兼務という形であります。今年から、金成小中学校に、臨時職員で図書館司書の資格を持つ方を配置したところであります。これについては、教諭のほかに、市単独での配置でございます。

白鳥委員

それは、やはり専門的に置くとなると、定員や予算的に問題があるということですか。

学校教育課長

教職員の配置につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教育員の定数の標準に関する法律に基づく学級編制に基づいての配当と、加配による配当があります。現在のところ、その枠内での配置になっております。

亀井教育長

補足いたします。司書教諭といいますと、何単位か研修を受けて資格を取り、専門的というよりはもっと簡単な研修を受けている先生方です。これは定数内です。県教委で定数外で司書専門の方を配当してもらえば、そういう制度が出来れば一番いいわけですが、現在その制度がないということです。結局、普通交付税の中に図書を購入する分が含まれているわけです。図書を購入し、人の配置もできるかどうかということもこちらに任せられているんですが、その中から工面していただきまして、今年度は1人、金成小中学校に、モデル的に配置しました。これは市費であります。国でも県でも出さないとすると、市で出さざるを得ないという現状であります。その辺ひとつの課題かなと思っております。図書もお金がかかりますし、そのほかに、視聴覚としてはタブレット等もありますので、相殺しながらの予算の執行になりますので、なかなか思うようにいかないところでもあります。

- 笠間委員            お金の面というのはわかりましたが、例えば、保母さんと違って、予算さえつければ、人材としては居るのですか。
- 学校教育課長        今回、金成小中学校にモデルケース的に任用しましたが、やはり人選は苦勞しまして、昨年まで栗原西中学校で、臨時の事務員をなさった方が図書館司書の資格を持っているということで、たまたま見つかって、任用したところです。市の人事課に登録になっている方だと、大多数は図書館のほうで任用していましたので、市の臨時・非常勤職員の任用という中では、それほど多くの方が登録している状況ではございません。
- 白鳥委員  
学校教育課長        今現在11学級以下というのは、花山小学校、玉沢小学校、ほかにありますか。  
白鳥委員            鶯沢小学校があります。
- 白鳥委員            12学級以上は置かなければならないというので、兼任でも置いている、11学級以下は置かなくてもいい、その辺のラインのところ、子どもたちの教育に格差と申しますか、そういうところが出てくる可能性もあると思います。ですから、11学級以下でも、先生方は異動するわけですから、研修を受けた先生方を活用しながらやっていただいたほうがいいのかと思います。
- 亀井教育長        それにつきましてですが、12学級以上は配置しなければなりませんので、その辺は考慮しながら異動を進めます。ただ、司書教諭につきましては絶対数が少ないというのが現実でありまして、小学校、中学校の資格の問題もあり、思ったようになかなか出来ない。勤務年数の問題や、教科担任制ですのではなかなか難しい、それらの課題があります。
- 佐々木委員長      11学級以下でも、司書教諭の配置をしていただくようお願いをしたいということですね。よろしくをお願いします。
- 佐々木委員長      他に質問ございますか。  
                         「なし」の声あり
- 佐々木委員長      ないようですので、日程3、教育長報告を終わります。

#### 11. 専決処分報告

- 佐々木委員長      日程4、専決処分報告、(1)栗原市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則についてを上程します。内容の説明を求めます。学校教育課長。
- 学校教育課長      議案書1ページをご覧ください。栗原市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について説明いたします。
- 今回の改正につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令、及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が平成28年3月31日付けで交付され、平成28年4月1日から施行されることとなったことから、栗原市立幼稚園授業等徴収条例施行規則に関し、所要の整備を行うもので、昨年の11月教育委員会定例会でご可決いただきました栗原市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則(平成27年栗原市教育委員会規則第16号)の施行期日が平成28年4月1日であり、施行前であったことから、その規則改正を行ったものであります。本来であれば、今回の改正規則の施行期日が平成28年4月1日であることから、本年4月の教育委員会定例会で報告すべき案件でありましたが、総務部の法令担当との調整に時間を要したことから、今回、改正の専決処分の報告を行うこととなったことをお詫び申し上げます。
- 改正条文の説明に入る前に、今回の国の改正内容についてご説明申し上げます。参考資料1ページをお開き下さい。国では、幼児教育無償化の段階的取り組みを進めており、平成28年

度からは、年収約360万円未満の世帯について、多子計算に係る年齢制限である「第1子小学校3年生まで」を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施するものです。

次に、参考資料2ページをお開き下さい。ひとり親世帯等の保護者負担軽減として、年収約360万円未満の世帯のひとり親世帯等の子どもについて、保護者負担額の軽減措置を実施するもので、具体的には住民税非課税世帯は無料、年収約360万円未満の世帯は、第1子半額、第2子以降無償とするものであります。

それでは、議案書6ページの、規則新旧対照表をご覧ください。別表第1関係につきまして、特第2階層として、ひとり親世帯等を設定し、幼稚園授業料の額を無料とする階層を設けるものであります。次に、特第3階層として、年収約360万円未満のひとり親世帯等を設定し、第1子の幼稚園授業料の額を半額とする階層を設けるものであります。また、同表の区分欄中、「1」、「2」等を「第1階層」、「第2階層」と「第」と「階層」を加えた標記とするものであります。備考第1項は、特第2階層及び特第3階層の定義であります。備考第2項は、母子父子家庭は第2及び第3階層に適用しないという定義であります。備考第3項は、子ども・子育て支援法に規定する特定被監護者として、年収約360万円未満の世帯の子どもについては、多子軽減に関する規定で、第1子の年齢に関わらず、第2子半額、第3子以降無料とする規定であります。備考第4項は、年収約360万円以上の世帯における、多子減免の規定であります。附則第2項及び第3項は、経過措置として、この規則の改正の規定にかかわらず、当分の幼稚園授業料について、新規規則の規定により算定した額が、従前より下回る場合は新料金を、上回る場合は従来の旧料金を適用する規定であります。なお、施行の日は公布日であり、適用日は、栗原市立幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年栗原市教育委員会規則第16号）の施行期日であります平成28年4月1日であります。

以上、専決処分の報告いたしますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

佐々木委員長  
教育部長

説明が終わりました。ご質問ありませんか。

私のほうからも深くお詫び申し上げます。ただいまご説明申し上げましたが、この改正する規則につきましては、今年の4月1日から施行されることになってございまして。この基となる法律が、3月31日に公布され4月1日から施行ということで、本来であれば県から詳細な内容のものが来て、それに基づいて改正の手続きを取るといふことになっておりましたが、それが来なくて、国の法令に基づいて改正作業をしたということもございまして、本来であれば4月の定例教育委員会で専決処分の報告をさせていただき承認いただくところでしたが、その後、昨年改正した内容の再度の改正ということで、法令担当との調整に時間を要してしまいました。これらについては保育所の所管の市民生活部と調整をしながら来たわけですが、ここまで遅れてしまいました。深くお詫び申し上げたいと思います。

佐々木委員長  
白鳥委員

他に質問ございませんか。

定例会資料の9ページのところに、公立の場合の利用者負担額がありますが、これを適用するということですか。

学校教育課長

一部を改正する規則の一部を改正する規則ということで、昨年11月の定例会で、幼稚園授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則におきまして、新料金は定めましたが、当分の間は従来の料金の3,500円にするというような改正を行ったところであります。ご可決いただいたのが11月でありましたが、その規則の施行日が平成28年4月1日でありまして、改正規則が適用される前に国の制度が変り、再度改正の必要が生じたということで、一部を改正する規則の一部を改正する規則となりました。今回新たに加わったのは、360万円未満の

世帯に対する多子軽減で、上のお子さんが小学校3年生までを第1子とカウントしていましたが、その世帯につきましては、上のお子さんの年齢に関わらず軽減が図れることとなります。もうひとつが、ひとり親世帯に対する軽減策で、住民税非課税世帯については第1子が無料、360万円未満の世帯については第1子が半額、第2子から無料という制度が新たに加わったものでございます。

亀井教育長 議案書3ページの表ですが、現在の第3階層以上、本来であればこの金額が幼稚園授業料になるわけですが、現在は全部3,500円にしているわけでございます。これがいつまで続くかというのはまだ分からない状態ではありますが、いずれ、いつかの時期には、この料金体系になるわけでありまして。今の時点では3,500円が基になるということですね。

学校教育課長 今教育長が申し上げましたとおり、住民税非課税世帯については、従来が3,000円で、今回の改正後が1,800円となりましたので、下がる場合には新しい料金を、上がる場合、第3階層から第8階層については、従来の料金よりも高いわけですので、3,500円を適用させるということでございます。その上で、今回、国の新たな軽減策について加えたところでございます。ちなみに、ひとり親世帯の幼稚園授業料の軽減については、対象園児が25人、年収360万円未満の多子軽減の年齢制限の撤廃に該当する園児が39人というような状況であります。

佐々木委員長 他にございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 ないようですので、日程4、専決処分報告を終了いたします。

## 12. 議事

佐々木委員長 日程5、議案第46号、栗原市立小学校の廃止及び設置についてを上程します。内容の説明を求めます。教育総務課長。

教育総務課長 議案書10ページをお開き願います。議案第46号、栗原市立小学校の廃止及び設置についてを説明いたします。

栗原市立築館小学校、栗原市立玉沢小学校の廃止及び栗原市立築館小学校の設置については、市の学校再編計画に基づき地域に説明をいたしてきたところ、両校のPTAから再編の合意をいただき、さらに、地域住民からも合意をいただいたことから、平成29年4月1日に、ひとつの「築館小学校」として設置するものでございます。また、設置する小学校の名称等につきましては、平成28年2月24日に設置いたしました築館地区再編準備委員会でご協議をいただき、合意を得て決定したものでございます。現在は準備委員会の各部会のほうで具体的な準備を進めているところでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

佐々木委員長 説明が終わりました。ご質問ございませんか。

今の段階での、閉校式、開校式の実施の方向性などはあるのですか。

教育総務課長 学校の校長先生方の部会があり、その中で、お互いに閉校式及び開校式を行う段取りになっておりまして、日程の調整を図っているところであります。

佐々木委員長 他にございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 原案のとおり承認してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長           ご異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

佐々木委員長           日程6、議案第47号、栗原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令についてを上程します。内容の説明を求めます。教育総務課長。

教育総務課長           議案書11ページをお開き願います。議案第47号、栗原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について説明いたします。

                          12ページをお開き下さい。栗原市教育委員会処務規程の別表2の中で、若柳学校給食センターの部分を削除し、北部学校給食センターを追加するものでございます。先の議会で議決をいただき、若柳学校給食センターが廃止され、北部学校給食センターが設置されたことに伴い、処務規程の一部を改正するものであります。この訓令は、平成28年8月1日から施行するものであります。13ページが新旧対照表でございます。

                          以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

佐々木委員長           説明が終わりました。ご質問ございませんか。

                          「なし」の声あり

佐々木委員長           原案のとおり承認してよろしいですか。

                          「異議なし」の声あり

佐々木委員長           ご異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

佐々木委員長           日程7、議案第48号、栗原市学校給食における食物アレルギー対応方針についてを上程します。内容の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長           議案書15ページをお開き願います。議案第48号、栗原市学校給食における食物アレルギー対応方針について説明いたします。

                          先月の教育委員会定例会でも申し上げましたが、食物アレルギーを有する児童・生徒に対する学校給食の安全性を確保するため、現在行っている個別対応方式から、主要なアレルギー原因食物の完全除去とする二者択一方式による、学校給食における食物アレルギー対応を行うこととしております。

                          それでは、議案書16ページの対応方針をご覧ください。本対応方針の策定にあたりましては、栗原市食物アレルギー対応検討委員会での協議を行い、その後、学校給食センター運営審議会に諮問し、学校給食の安全性の確保のため、食物アレルギー対応については、従来のいわゆる個別対応から、主要な食物アレルギー原因物質25品目を完全除去する方式が望ましいとの意見を頂戴しております。この対応方針に基づく学校給食のアレルギー対応につきましては、夏休み明けの8月24日から、新しく業務を開始する栗原市北部学校給食センターを含めた、市内の3つの学校給食センターで開始することとし、現在、準備作業を進めている状況であります。詳細につきましては、学校教育課菅原副参事より説明しますので、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

菅原副参事           私のほうから説明させていただきます。定例会資料の4ページをお開きください。まず、現状と今後の方向性ですが、食物アレルギー対応については安全性を最優先とし、安全性の高い給食の在り方に変更するものであります。

                          次に、市の基本的な考え方については、「①食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する。②原因食物の完全除去対応を原則とし、安全性確保を優先とする。③医師の診断結果や家庭での対応状況を確認し、栄養士との面談を行う。④原因食物の種類が多い場合は、対応できないケースがある。」になります。

                          次に、メリットとデメリットです。個別対応とは、給食からアレルギー原因食物を個別に除

去する対応、新たな対応とは、複数のアレルギー原因食物を除去し、対象者に同じ給食を提供する対応となります。個別対応のメリットとしては、アレルギーのレベルごとに対応でき、個人ごとに原因食物を除去できることで、デメリットとしては、誤配・おかわり等で事故の可能性があることです。新たな対応のメリットとしては、安全性が高く、誤配がないこと、デメリットとしては、特殊な原因食物は対応できないことです。

次に、食物アレルギー対応の食物25品目については、特定原材料が6品目、特定原材料に準じるもの19品目としてこちらの表に記載のとおりです。なお、25品目を全て除くものではなく、各給食センター毎、またその日のメニューにより、共通の原因物質を除くものであります。注意としては、小麦、大豆は、多くの加工品に使用されているため、アレルギー対応が難しいことから対応できません。アレルギー対応食物以外の食物アレルギーがある場合は、家庭から「おかずのみ」持参することになります。なお、くだもの、カップデザートは、個別に対応します。5ページに対応例、6ページに食物アレルギーの配食・配膳の変更図がありますので、ご覧ください。調理段階において原因食物を間違えて個別対応の人に入れてしまったり、配食する際に間違えて入れてしまったり、教室において配膳する際に間違えて盛ってしまったら、人の手がかかるところで事故が発生しているため、原因食物を除いて給食を配食することや、配膳方法を変えることにより、安全・安心を確保するものであります。

7ページをご覧ください。今後のスケジュールとなります。食物アレルギー対応基本方針については、先ほど学校教育課長が説明したとおり7月6日に開催された給食センター運営審議会で基本方針の了承をいただいております。また、本日の教育委員会定例会で議案として提案しているところであります。食物アレルギーを持つ児童等の保護者説明については、教育委員会から学校を通して保護者に通知をし、7月下旬から8月上旬までの間で保護者からの同意をいただくこととしており、必要があれば個別面談を行いながら同意をいただくこととしております。各学校対応についても7月中旬に給食センター会議を開催し、各学校の給食担当教諭に説明を行い、8月に各学校において研修会や配食の確認を行うこととしております。8月の夏休み明けから二者択一方式による給食が提供できるようにいたします。それに向けて、各給食センターでも準備を進めていきます。学校給食における食物アレルギーの対応については安全性の確保を基本方針として、個別対応から主要な食物アレルギー原因物質25品目を完全除去する給食を夏休み明けから提供することを考えております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

佐々木委員長

説明が終わりました。ご質問ございませんか。

笠間委員

内容についてはわかりました。4ページの食物アレルギー対応の食物25品目のところですが、これは一般的なものなのか、今現在の生徒さんたちのアレルギーなのか、どちらでしょうか。というのは、「まつたけ」や「あわび」などは、多分給食には出ないですよ。

学校教育課長

これにつきましては、アレルギー関係で食品の表示方法が法的に義務付けられてございまして、それに基づく特定原材料と特定原材料に準ずるものということで、6品目と19品目が定められており、これらについて除くということでございます。先ほど、菅原副参事が申し上げましたが、今年度については、年度途中の変更であるということから、各給食センターではこの25品目に限らず、これまで行ってきた数品目を追加して、例えば南部給食センターでは29品目とか、そういった形で対応していくということを考えております。

白鳥委員

以前、校長先生が検食しているということをお聞きしたんですが、アレルギー対応の給食も、もちろん検食して提供するということがよろしいですか。

学校教育課長 学校給食につきましては、検査は校長先生がなさっています。これまでの個別対応ですと、例えば築館小学校の場合、いろいろなアレルギー食があり、校長先生1人では大変なので、教頭先生や教務主任の先生と分担して食べているようですが、基本的には校長先生の責任で検査してございます。

白鳥委員 これは学校給食ということですが、幼稚園も給食がありますが、同じ対応ですか。

学校教育課長 現在給食センターから配食されている一迫幼稚園、花山幼稚園、瀬峰幼稚園、若柳よしの幼稚園につきましては、基本的に同様の考えで進む方向で調整しております。ただし、幼保施設につきましては、保育所と幼稚園の施設内に調理施設を持っている関係で、今回は学校給食センターから配食するところに限りという対応でございます。学校給食センター運営審議会でも、ある委員さんからは幼保施設においても安全安心確保のために同様の対応をするべきではないかといったご提言をいただいているところでございます。

白鳥委員 そうすると、幼保一体の施設は個別対応のままでいくということですか。

学校教育課長 現在個別対応で行っているところでございます。保育所につきましては児童福祉関連の法令の中で、2歳児までは施設内で作ったものを提供しなければならないという規定がございますので、幼稚園のように外部で作ったものを搬入することが出来ないという状況でございますので、今後、子育て支援課のほうと、これらの対応について詰めていきたいと考えてございます。

千葉委員 アレルギーの保護者への説明ですが、アレルギーを持っている子の保護者だけにしか説明しないのですか。アレルギーのないお子さんも、今後アレルギーが出てくる可能性が無いとは限らないので、今現在は無いかもしれないけれど、お知らせというような形で皆にお知らせすることは予定していますでしょうか。

学校教育課長 まずは、現在アレルギー給食対応を行っている保護者の皆さんから同意をいただくということを第一と考えて進めているところでございます。当然、通常食を食べているお子さんの保護者の方にも市の学校給食のアレルギー対応がこのように変わったということについては、お知らせします。学校におきましては、年度初めに、アレルギーを有するお子さん、若しくはその疑いがあるお子さんについて、保護者の方から申告していただいて、必要に応じて面談を行い、その対応を決めているところでございます。今年度についても、年度初めに1回は行っており、さらに今回対応が変わるので、必要に応じて面談を行う体制を整えております。先日、審議会の際に、志波姫診療所の佐藤政子先生から採血管1本取るだけで、アレルギー原因が39項目分かる検査があるそうです。保険が効くということなので、栗原市の場合ですとアレルギー疾患の疑いのある子どもは無料で検査が受けられるので、そういった情報も学校に入りたいと思っております。

佐々木委員長 幼保一体化施設の自分のところで作るものについても、原則的には、生命を守るための新しい方式が採用される方向で、検討していただけるようお願いしたいと思います。

亀井教育長 関連してですが、北部学校給食センターの開所式があります。8月22日に予定しておりますので、ご案内がいくかと思えます。その折に、試食会も予定していますので、是非よろしく願いいたします。

佐々木委員長 他に質問ございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 原案のとおり承認してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長 ご異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

佐々木委員長

日程 8、議案第 49 号、栗原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則についてを上程します。内容の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

議案書 17 ページをお開き願います。議案第 49 号、栗原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則について説明いたします。

今回の改正につきましては、平成 28 年 4 月 28 日付、文部科学省初等中等教育局長通知「平成 28 年度幼稚園就園奨励費補助金に係る国庫補助限度額等について」により、文部科学省で定める幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第 3 条第 3 項に定める補助限度額の通知があったことから、これに準じて補助金の額を変更するための所要の改正並びに、条文の文言整理等を行うものであります。

改正の概要についてご説明いたします。参考資料の 3 ページをお開き下さい。国では、幼児教育無償化の段階的取り組みを進めており、平成 28 年度については、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取り組みを推進することとしています。多子世帯の保護者負担軽減につきましては、年収約 360 万円未満の世帯について、従来の小学校 3 年生までの第 1 子の年齢制限を撤廃し、第 2 子半額、第 3 子以降無償化を実施するものであります。ひとり親世帯等の保護者負担軽減につきましては、年収約 360 万円未満の世帯のひとり親世帯等、在宅障害児等のいる世帯等の子どもについて、保護者負担の軽減措置を実施するもので、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割非課税世帯は無償化、年収 360 万円未満の世帯については、保護者負担額を第 1 子は月額 7,550 円、第 2 子は無償とするものであります。

それでは、参考資料の新旧対照表に基づきまして説明を申し上げますので、議案書の 22 ページをお開き願います。第 1 条の趣旨についてであります。第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設である幼稚園は補助対象幼稚園から除く内容を追加し、文言の整理を行うものであります。第 2 条の補助金の額についてであります。補助金の額の対象及び算定内容について文言の整理を行うものであります。別表（第 2 条関係）についてであります。世帯区分の 2 及び 3 に母子父子世帯等の場合の補助金の限度額を追加し、多子軽減の制度変更に伴い、補助金の限度額欄の「第 1 子」、「第 2 子」及び「第 3 子以降」の区分を整理するものであります。別表備考第 1 項についてであります。改正前の備考第 3 項の文言を整理し、備考第 1 項として規定するものであります。備考第 2 項についてであります。改正前の備考第 1 項の文言を整理し、備考第 2 項として規定するものであります。備考第 3 項についてであります。世帯区分 2 及び 3 における多子世帯の年齢制限撤廃に伴い、各区分における「第 1 子」、「第 2 子」及び「第 3 子以降」の適用条件について追加し規定するものであります。備考第 4 項についてであります。母子父子世帯等の適用条件について追加し規定するものであります。備考第 5 項についてであります。別表における年齢の取扱について追加し規定するものであります。備考第 6 項についてであります。改正前の備考第 5 項及び第 6 項を整理し規定するものであります。備考第 7 項についてであります。改正前の備考第 4 項を整理し、備考第 7 項として規定するものであります。

議案書 21 ページにお戻りいただきます。附則は、施行日についてであります。施行期日を公布の日からとし、改正後の栗原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成 28 年度分以後の補助金について適用することとするものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

佐々木委員長

説明が終わりました。ご質問ございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 原案のとおり承認してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長 ご異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

佐々木委員長 お諮りします。非開示情報及び個人情報であります日程9、議案第50号、平成29年度栗原市義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、日程10、議案第51号、要保護及び準要保護児童生徒の認定について、の2案件を秘密会としてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長 ご異議なしと認め、日程9、日程10については秘密会とします。

ここで、関係職員以外の退席のため暫時休憩します。

### 13. その他

#### (1) 各課報告

佐々木委員長 休憩中の会議を再開します。本日の日程が終了しましたので、これより各課報告事項に入ります。学校教育課長。

学校教育課長 資料8ページになります。「栗原市特定教育・保育施設の利用者負担に関する規則の一部を改正する規則」についてであります。

専決処分報告の「栗原市立幼稚園授業料と徴収条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」、議案第49号「栗原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則」でも、ご説明申し上げましたが、国では、幼児教育無償化の段階的取り組みを進めており、平成28年度については、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取り組みを推進することとしています。

この内容につきまして、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育施設となる私立幼稚園及び市外の公立幼稚園に係る保護者負担額について、所要の改正を行ったものであります。なお、本規則は、市長が定める規則でございますので、ご報告させていただきます。

佐々木委員長 学校教育課関係の説明について、ご質問ございますか。

白鳥委員 若柳よしの幼稚園については、公立の適用なのですか。

学校教育課長 若柳よしの幼稚園につきましては、平成27年度までは子ども・子育て支援法に基づかない私立幼稚園ということで、先ほど申し上げました幼稚園就園奨励費補助金の交付対象の幼稚園になってございました。今回、3年保育の完全実施に伴いまして、園児数も200人を超え、今年度から特定教育施設ということになりました。特定教育施設になりますので、只今説明いたしました規則に基づいた市町村が定める保護者負担額ということで、資料9ページの、私立の場合の料金を適用することになりますが、市と幼稚園との覚書の中で、保護者の負担は、市内の公立幼稚園と同額とするということとしています。その差額につきましては、民営化加算補助金という形で市からよしの幼稚園のほうに交付しているところでございます。

佐々木委員長 では、次に社会教育課長。

社会教育課長 資料の18ページをご覧ください。2016山崎武司杯東海東北中学校野球交流大会が8月9日、10日に行われます。会場は栗駒野球場、参加費は無料であります。時間が許せば応援をお願いしたいと思います。

次に、19ページになります。宮城ヘルシー2016ふるさとスポーツ祭栗原地区大会でございます。期日は8月21日の日曜日です。開会式は8時30分から栗駒総合体育館でござい

ます。皆様にもご案内がありますので、都合のつく方は是非ご出席いただきたいと思います。種目と会場についてはご覧のとおりです。よろしく願いいたします。

次に、栗原市工芸展が8月2日から7日まで栗原文化会館で行われます。入場無料でありますので、是非ご鑑賞いただきたいと思います。

次に、8月7日に女子ホッケー日本代表の三橋亜記選手を皆で応援するパブリックビューイングを行います。実際の時間は、夜の11時から、終わりが0時45分であります。栗原文化会館2階の大研修室で行います。夜分で申し訳ありませんが、是非応援をお願いいたします。

以上で社会教育課からの報告を終わります。

佐々木委員長

只今の説明についてご質問はございますか。

「なし」の声あり

(2) その他

佐々木委員長

各課報告が終わりました。その他に入ります。教育部長。

教育部長

私のほうから2件ほどお願いと報告です。

最初に、8月1日から北部学校給食センターが開所されます。併せまして、7月31日で若柳学校給食センターが閉鎖になります。こういったことから、8月1日付の事務職員等の人事異動が想定されますが、現時点で内示行為はまだ行われておりませんので、内示が出た時点で委員の皆様にはお知らせをさせていただきますが、あらかじめ専決処分をさせていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。

次に、先般、北部学校給食センターの視察をしていただきましたが、その折に、笠間委員のほうから駐車場の排水の問題のお話がありました。これにつきまして、確認をしたところ、駐車場の排水については通常の工事の誤差の範囲内ということでありました。それを直すとしたらかなりの大工事になりますし、水路の一部に水が溜まっておりませんが、その先の柵にも水が溜まっている状態になっています。そこも同じ状況ですので、運用上、決まった期間で水を流して、あるものをいったん外に出すような工夫をして、衛生管理に努めていきたいと考えております。併せまして、スロープのところに水が溜まって大変じゃないかというご指摘がありました。確認させていただいたところ、そのような状況でありました。当然雨の際に登り口、降り口が水溜りになり、冬場になるとそこが凍って危ないということがあります。早速業者に手配して直させましたので、降り口から勾配を取って流れるように万全にしましたので、ご理解をいただきたいと思います。

佐々木委員長

以上で各課報告及びその他を終了いたします。

笠間委員

最近の行事に参加しての私の感想を述べさせていただきます。先日、中学校の「少年の主張」に出席しましたが、始まる前に、すごく咳をしている子がいたので、気になって、一番近くの先生に、「咳をしている生徒さんがいるので、もしマスクが保健室にあったら持ってきていただけないでしょうか。」と言いました。捜しに行かれましたが結局無かったようでした。弁論大会が始まって、ちょっと落ち着いたんですが、やはり時々咳をしていて、休憩の時に、差し出がましいんですが自分のティッシュを先生のところに持って行って、「よろしければ生徒さんにお渡しいただけませんか」と言ったんですが、結局それも渡してもらえませんでした。マスクをしていた生徒さんも結構いましたが、先生と話したら、やはり「プールに入って寒かったりするので風邪が流行っているんです。」とおっしゃっていました。風邪と分かっているのに、その生徒さんがハンカチもティッシュもやらないで咳をしていたので、すごく気になりました。集団の場で、咳エチケット、先生もそれに対してもう少し敏感であってほしいと思いました。生徒

さんがハンカチを持っていなかったのも悪かったんですが、集団の場でのそういう教育というのが必要でないかと思いました。

それから、青空大使のことですが、昨日たまたま、古川黎明中学にお子さんをやっている知り合いの父兄の方と会ってお話をしたんですが、黎明でもオーストラリアに行っているということで、「修学旅行でオーストラリアに行くのに青空大使に参加している生徒さんがいるんですよ。」という話をしたら、「青空大使は上げ膳、据え膳で、緩いですよ。」と言われました。何がそんなに違うのかと思ったら、ホームステイが1家庭、1人なんです。あと、学校での活動を複数日やっているようです。学校からホームステイの家まで何十キロあった場合でも、送迎してもらえる子も居れば、そうでない子は、公共の交通機関で通うそうです。同じ中学2年生なので、たしかにその話を聞くと、すごいなと思いました。やはり、複数人いると、日本人って固まってしまうじゃないですか。ですから、せっかく行っても、誰かが話すだろうとかそういう感じになるんじゃないかと思っていました。出来れば、1人は無理にしても、数が少ない方がいいかなと思いました。あと、グレートバリアリーフとホームステイ先の移動距離が長いというのは前に聞いたことがありますが、例えばそういうところまで観光しなければいけないかも含めて、今回10回目なのでもう一度いろいろ今までのことを反省して、もっといい方向になれば、せっかく行くんだったらどこに焦点を当てるか、観光と語学研修を五分五分とするのか、もっと語学研修を考えての体験に比重を置くのか、そういうのをもう一度検討してみたらどうかと思いました。

それと、栗駒の新しい幼保一体施設を見て、大人の私でさえすごく天井が高いと思いました。お子さんからすると、私以上にそう感じるかなと思いました。それでのびのびするのはいいんですけど、主婦の立場からすると熱効率のことを考えると冷暖房費が大変じゃないかと思うんですよ。維持費を考えるともったいないなあとどうしても思ってしまう。今後、そのような新しい施設が建つかどうか分かりませんがその辺を考えられたらどうかと思いました。以上です。

佐々木委員長 内容を各課で確認してください。それでは以上で終わります。

#### 14. 閉会

教育総務課長 以上をもちまして、平成28年第7回栗原市教育委員会定例会を閉会致します。

午後3時55分

#### 15. 本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議案第46号 栗原市立小学校の廃止及び設置について

議案第47号 栗原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について

議案第48号 栗原市学校給食における食物アレルギー対応方針について

議案第49号 栗原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則について

議案第50号 平成29年度栗原市義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

議案第51号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

この会議録は書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するためここに署名する。

平成28年8月31日

會議錄署名委員 \_\_\_\_\_

// \_\_\_\_\_